

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和七年一月一日から三月三十一日までとする。

令和七年五月十六日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十六件

株式の譲渡 一件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二十四億一千五百七十二万円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の専門サービス業者（津波により本小屋が全壊）
 - 二 福島県浜通りの繊維工業者（震災により工場等の敷地が液状化、配管等が破損）
 - 三 千葉県の水産加工業者（震災により店舗建物が損壊）
 - 四 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊し、商品在庫も全て流出）
 - 五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により施設、在庫が流出）
 - 六 岩手県沿岸部の印刷業者（津波により工場、機械設備が流出）
 - 七 岩手県の宿泊業者（震災により設備が破損）
 - 八 宮城県沿岸部の漁業者（津波により商品及び漁具が流出）
 - 九 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により工場が浸水）
 - 十 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場、倉庫等が損壊）
 - 十一 茨城県の宿泊業者（建築中の建物が津波を被ったことによる事業再開の遅れ、風評被害による旅行者減少に伴い売上が減少）
 - 十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災・津波により建物・設備が損壊、在庫流出。風評被害により売上が減少）
 - 十三 宮城県南部の食品製造業者（震災により設備が損壊、風評被害により売上が減少）
 - 十四 宮城県沿岸部の建設業者（津波により事務所兼倉庫が浸水し、設備類が流出）
 - 十五 宮城県内陸部の宿泊業者（震災により設備等が破損）
 - 十六 茨城県の食品製造業者（震災により工場等が損壊）
 - 十七 福島県浜通りの製造業者（震災により機械・在庫が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

十六億二千八百六十二万八千円